

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2023001032 令和 6 年度用固定資産税納税通知書等作成及び封入封緘業務委託
	履行場所	南相馬市役所 税務課資産税係
	種 類	業務委託
	概 要	令和 6 年度用固定資産税納税通知書等を作成するにあたり、賦課計算システムから必要なデータを抽出し、納税通知書等に当該データの印字を行うとともに、作成した納税通知書等の封入封緘を行うもの。 固定資産税納税通知書（一般・口座） 27, 500セット 固定資産税納付書 57, 500セット 固定資産税課税明細書（継紙） 8, 200セット 固定資産税減免決定通知書 200セット 固定資産税課税明細書（継紙、減免分） 10セット
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 15 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託業務は、一連の業務を行う中で、賦課計算システムからデータを抽出し、印字用データとして処理する必要があるため、本システムの開発業者でなければ履行できないことから、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [総務部税務課]		

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2023001036 南相馬市書かない窓口(窓口DXSaaS)導入業務委託
	履行場所	市民課 ほか
	種 類	業務委託
	概 要	市民課窓口を中心とした「書かない」「待たない」「回らない」窓口サービスを提供する「窓口業務を支援するシステム」を構築導入し、市民の負担軽減を図るとともに、記入漏れや記載誤りの減少による職員の業務効率化も実現し、窓口での手続き及び待ち時間を短縮させ、窓口サービスの向上を図ることを目的とする。
相 手 方	名 称	日本電気株式会社 福島支店
	代 表 者	支店長 大内 文彦
	所 在 地	福島県 郡山市 清水台 2 丁目 1 3 番 2 3 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務において導入する窓口DXSaaSは、国の定めた調達仕様書に基づき、各事業者は窓口DXに資する機能や性能等を創意工夫しシステムを開発しており、価格のみで事業者を選定することは困難である。 また、競争入札により事業者を選定しようとした場合、機能や性能の異なる複数の提案を比較することができないため、仕様に基づく比較のみではなく、企画提案の内容を評価し、より良いシステムを導入するため、公募型プロポーザル方式を採用した。 1 1 月 3 0 日に南相馬市書かない窓口（窓口 D X S a a S）導入業務委託プロポーザル審査委員会を実施し、提案内容を審査した結果、当該事業者が受託候補者として選定されたため、当該事業者との随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [市民生活部市民課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2023001044
	履行場所	令和6年4月介護保険法改正に伴う介護保険システム改修業務委託
	種 類	業務委託
	概 要	法改正に伴う在宅サービス基盤整備関係のサービス区分新設や基本報酬の見直し等にかかる介護保険事務支援システム（ライフパートナー）の改修業務
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目15番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務について、法改正に伴う在宅サービス基盤整備関係のサービス区分新設や基本報酬の見直し等にかかる改修が必要となり、システムを構築した業者でなければ業務を履行することができないため、当該業者との随意契約といたしたい。	
工事等担当課名 [健康福祉部長寿福祉課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2023001046	
		本庁舎・西庁舎 2 階エアコン入替修繕業務委託	
	履行場所	南相馬市原町区本町二丁目 2 7 番地	
	種 類	業務委託	
	概 要	関連機器入替 室内機（天井カセット型 4 方向） ・ 1 台 × 2 か所 室外機 ・ 1 台 × 2 か所 操作機器 ・ 1 式 × 2 か所 修繕資材 ・ 1 式 × 2 か所 機器入替作業 ・ 1 式 × 2 か所	
相 手 方	名 称	株式会社東北日立 福島支店	
	代 表 者	福島支店長 齋藤 正人	
	所 在 地	福島県 福島市 春日町 1 4 - 3 3	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項		
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき	
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本件エアコンについては、製造年が古いため交換用部品が入手できず、新しく入れ替える必要がある。 既存設備を再利用して設置するため、他製品にすることが出来ないが、既存設備と同種設備の取扱いが可能なのは当該業者のみのため随意契約をするもの。		
工事等担当課名 [総務部公有財産管理課]			

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2023001047 健康管理システム保守業務委託
	履行場所	健康づくり課、子ども家庭課、デジタル推進課
	種 類	業務委託
	概 要	健康管理システムの保守作業を行うもの 1 パッケージ利用 2 パッケージ保守 3 ミドルウェア保守 4 運用サポート 5 管理
相 手 方	名 称	株式会社 F S K
	代 表 者	代表取締役 鬼澤 浩正
	所 在 地	福島県 いわき市 内郷御厩町三丁目 1 6 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託業務は、健康管理システム更新業務委託(契約番号：2023000315)に伴うシステムの保守作業であり、システムとの互換性が必要であるため、システムの保守をしている当該業者でなければ履行できないことから、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [健康福祉部健康づくり課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2023001048 博物館シアタープロジェクター更新修繕業務委託
	履行場所	南相馬市博物館
	種 類	業務委託
	概 要	1. 機器の更新 品名 DLPプロジェクター 銘柄 パナソニック PT-RZ690JLB 数量 1台 2. 更新後の試験・調整
相 手 方	名 称	コセキ株式会社 福島営業所
	代 表 者	所長 藪内 聡
	所 在 地	福島県 福島市 岡部字東町71番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 博物館のシアター機器一式は、エルモ社製品のCVASというソフトウェアで映像と音響のすべてを制御している。当該業者は、博物館のシアター映像・音響設備の設置及び保守点検業者であり、設備の構造を熟知しているとともに、東北地区唯一のCVASの特約店であることから、確実に業務の履行ができるのは当該業者しかいないため、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局文化財課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2023001059 南相馬市光ケーブル移転業務委託（鹿島区川子）
	履行場所	鹿島区川子
	種 類	業務委託
	概 要	鹿島区川子地内において市が保有する光ケーブル（IRU線）が、東北電力が所有する電柱に添架されている。福島県相双農林事務所が実施するほ場整備事業に伴い電柱の支障移転を行うため、同電柱に添架されている光ケーブルも移転を行うもの。
相 手 方	名 称	東日本電信電話株式会社 宮城事業部福島支店
	代 表 者	支店長 畠山 良平
	所 在 地	福島県 福島市 山下町 5 番 1 0 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 光ケーブル（IRU線）は市と当該事業者間で賃貸借契約を締結しており、移転も同事業者が行うことになっているため、随意契約とするもの。	
	工事等担当課名 〔 復興企画部デジタル推進課 〕	

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2023001075 南相馬市外国語指導助手派遣業務
	履行場所	南相馬市教育委員会学校教育課ほか市の指定する場所（市内小中学校等）
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市立小・中学校等における外国語及び国際理解教育の一層の推進を図るとともに、児童生徒が外国語に慣れ親しみ、コミュニケーション能力の向上と豊かな国際感覚を養い、もって学力や学習意欲の向上を図るため外国語指導助手（ＡＬＴ）の派遣業務を実施する。
相 手 方	名 称	株式会社インタラック北日本
	代 表 者	代表取締役 佐藤 安則
	所 在 地	岩手県 盛岡市 中央通一丁目 1 1 番 1 7 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 小学校における英語教科化への対応をはじめ、質の高い指導体制を確保し、小中学校等における英語教育の充実を図るため、業務実績、学校教育活動への理解度、ＡＬＴの採用や研修等の管理能力、費用等を総合的に判断し、本市の国際理解や英語教育にとって最適な事業者を選定するため、画一的な仕様書に基づく価格の比較のみではなく、各事業者からの専門的な提案内容や価格等を評価して選定する公募型のプロポーザル方式を採用した。令和 6 年 1 月 1 6 日に、外国語指導助手派遣業務プロポーザル審査委員会を実施し、提案内容を審査した結果、当該事業者が最優秀提案事業者として選定されたため、当該事業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局学校教育課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2023001087
		副市長室・正庁エアコン入替修繕業務委託
	履行場所	南相馬市原町区本町二丁目 2 7 番地
	種 類	業務委託
概 要	関連機器入替	
	室内機（天井カセット型 4 方向） ・ 1 台 × 1 か所 室内機（ゆかおきシングル） ・ 1 台 × 2 か所 室外機 ・ 1 台 × 3 か所 操作機器 ・ 1 式 × 3 か所 修繕資材 ・ 1 式 × 3 か所 機器入替作業 ・ 1 式 × 3 か所	
相 手 方	名 称	株式会社東北日立 福島支店
	代 表 者	福島支店長 齋藤 正人
	所 在 地	福島県 福島市 春日町 1 4 - 3 3
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本件エアコンについては、製造年が古いため交換用部品が入手できず、新しく入れ替える必要がある。 既存設備を再利用して設置するため、他製品にすることが出来ないが、既存設備と同種設備の取扱いが可能なのは当該業者のみのため随意契約をするもの。	
工事等担当課名 [総務部公有財産管理課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2023001097 南相馬市中学生海外研修事業業務委託
	履行場所	学校教育課
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市中学生海外研修事業の委託をするもの。 研修実施時期 ①オーストラリア研修：令和6年7月24日（水）から8月9日（金）までの間で4泊6日又は7日 ②シンガポール研修：令和7年3月22日（土）～28日（金）までの間で3泊4日又は5日 研修内容 ・ホームステイによる現地での生活体験（①）/現地企業訪問（②） ・現地の学校又は学生との異文化交流、体験活動等 ・訪問国の理解醸成として主要な歴史文化等に触れる体験活動 研修対象 ・令和6年度に南相馬市立中学校に在籍している2年生 計20名（①）/計25名（②）
相 手 方	名 称	株式会社JTB 福島支店
	代 表 者	支店長 堀内 紀孝
	所 在 地	福島県 郡山市 中町10-14和久屋ビル2階
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本事業を実施するにあたり、研修生に対して大変有意義となる研修（事前研修、事後研修、報告会を含む）を提供し、事業目的を達成するためには、委託事業者の業務内容、研修先の関係者との連絡調整、安全性の確保等の能否が大きく影響する。このことから、画一的な仕様書に基づく価格の比較のみではなく、各事業者からの業務委託仕様書に基づく専門的な提案内容や価格等を総合的に評価して受託候補者を選定するため、プロポーザル方式を採用した。 2月15日開催の南相馬市中学生海外研修事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会において、総合的に審査した結果、当該事業者が本事業の候補事業者に選定されたため、随意契約するものである。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局学校教育課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2023001107 住民情報システム改修（窓口 D X S a a S データ連携機能追加）業務委託
	履行場所	市民課
	種 類	業務委託
	概 要	窓口 D X S a a S と住民情報システムとの相互のデータ連携を行うための住民情報システム改修等
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 住民情報システムは当該業者が構築していることから、当該業者以外に改修することはできないため、株式会社日立システムズと随意契約することとする。	
工事等担当課名 [市民生活部市民課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。